○環境省令第六号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第十八条及び第二十条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十一日

環境大臣　石原　伸晃

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）」の下に「、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第八条第十五項第一号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う者及び同法第八条第二十二項に規定する複合型サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護を含む組合せにより提供されるものに限る。）を行う者に限る。）」を、「訪問看護事業、居宅サービス事業」の下に「、地域密着型サービス事業」を加える。

第十七条の二第一項第三号中「（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）」の下に、「、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第八条第十五項第一号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う者及び同法第八条第二十二項に規定する複合型サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護を含む組合せにより提供されるものに限る。）を行う者に限る。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。